

第152回

横須賀市都市計画審議会

議事録



## 第152回 横須賀市都市計画審議会

1 日 時 令和7年（2025年）12月22日（月）15時30分～17時00分

2 場 所 横須賀市役所消防庁舎4階災害対策本部室

3 議 題

令和7年度

諮問第7号 横須賀都市計画生産緑地地区の変更（案）

諮問第8号 建築基準法第51条第1項ただし書の規定による産業廃棄物  
の処理施設の位置の指定（案）

諮問第9号 都市計画審議会に係る都市計画関係事案の諮問等に関する  
基準及び事務処理に関する取扱要領の改正（案）

4 出 席 者

（委員）

村山顕人 委員長

小原信治 委員 脇千枝子 委員

安部遼祐 委員 亀井貴嗣 委員

小菅君明 委員 小林仁志 委員（代理：永澤交通課長）

平松廣司 委員（代理：工藤事務局長） 松行美帆子 委員

三輪律江 委員 龍崎智 委員（代理：斎藤氏）

西郷宗範 委員 竹岡力 委員

土田弘之宣 委員 南まさみ 委員

本石篤志 委員

以上 16名

（事務局職員）

都市部 三浦 都市部長

都市計画課 斎藤 課長、境 主査、宮崎 主任、小黒 担当、安部 担当

農水産業振興課 杉山 課長、外山 主査、菊地 担当

建築指導課 小林 係長、鈴木 担当

廃棄物対策課 中島 課長、平野 主査、秋澤 担当

環境保全課 石井 課長、斎藤 係長

以上 16名

(事務局)

定刻となりましたので、第 152 回横須賀市都市計画審議会を開催します。  
恐れ入りますが、着座にてご説明いたします。

なお、今回はオンラインを併用したハイブリッド方式での開催のため、Zoom のレコーディング機能を利用し、審議会の様子を録画いたしますのでご了承ください。

開催にあたり、委員の出席状況をご報告します。

委員 16 名中、会場での出席 6 名、オンラインでの出席 10 名、計 16 名の方がご出席されており、都市計画審議会条例第 5 条第 2 項に規定する開催条件を満たしていることをご報告申し上げます。

なお、本日の傍聴者は 0 名です。

それでは、会議に入ります前にお願いがございます。

説明は、会場では、目の前のスクリーン画面、オンライン上では、画面共有を使用します。

審議の際の発言ですが、挙手いただいた委員の方を委員長が指名しますので、お手元のマイクの電源を付けてから発言し、発言終了後には、マイクの電源をお切りください。

オンラインでご出席の委員は、Zoom の「手を挙げる」ボタンを押し、委員長からの指名後、カメラとマイクをオンにしてご発言ください。発言終了後には、「手を挙げる」ボタン及び、カメラ、マイクをオフにしてください。

次に、お手元の資料の確認をいたします。

資料は全部で 6 点用意しております。オンラインで出席されている委員の皆様は、事前に送付しました議案書等をご用意ください。

資料 1： 次第

資料 2： 都市計画審議会委員名簿

資料 3： 都市計画審議会条例

資料 4： 都市計画審議会運営要領

資料 5： 議案書

資料 6： 質問第 9 号参考資料

不足等ございませんでしょうか。

それでは、委員長、会議の進行をお願いいたします。

(村山委員長)

それでは、会次第に沿って進めさせていただきます。

次に、次第の 2、議事録署名委員の指名です。

本日は、市民委員から「脇（わき）委員」、市議会議員委員から「竹岡（たけおか）委員」にご署名いただきます。どうぞよろしくお願ひします。

次に、次第の 3、市長から本会に諮問されました議案に入ります。

本日は、都市計画審議会へ付議する案件が 3 件ございます。

諮問第 7 号横須賀都市計画生産緑地地区の変更（案）

諮問第 8 号建築基準法第 51 条第 1 項ただし書きの規定による産業廃棄物の処理施設の位置の指定（案）

諮問第 9 号都市計画審議会に係る都市計画関係事案の諮問等に関する基準及び事務処理に関する取扱要領の改正（案）

それでは、事務局から「諮問第 7 号 横須賀都市計画生産緑地地区の変更（案）」について、説明をお願いいたします。

（事務局）

本議案に関しまして、担当職員が出席しておりますので、代表者をご紹介いたします。農水産業振興課の杉山課長でございます。

本日は、諮問第 7 号横須賀都市計画生産緑地地区の変更について、画面に沿ってご説明させていただきます。

まず冒頭に、一点修正がございます。議案書 1 枚目の「①生産緑地地区等」の 4 つ目の丸ポチにおいて、「平成 17 年以降申請、今回が 10 年ぶりの追加指定」とありますが、正しくは「20 年ぶり」でございます。修正をお願いいたします。

次に、生産緑地の概要を説明いたします。

生産緑地とは、市街化区域内の農地を計画的に保全することで、農林漁業と調和した良好な都市環境を形成することを目的とし、地権者の同意を得て、都市計画に定めることができる地域です。

生産緑地地区に指定されると、30 年間、農地として管理することが義務付けられ、農地以外の利用はできません。しかし、固定資産税等の軽減措置や相続税の納税猶予措置を受けることができます。

本市の状況としましては、平成4年に167か所(23.1ha)を指定し、平成17年の177か所(26.3ha)をピークに減少傾向にありました。今回の変更により155か所(23.4ha)となります。

今回の変更は、優れた緑地機能を持つ市街化区域内の農地を計画的に保全し、農林漁業と調和した良好な都市環境の形成を図るため、新たに箇所番号190を追加するもので、面積は約0.1haの増加となります。

申請地付近の航空写真や計画図からもわかるように、隣接して生産緑地地区が指定されており、赤く囲われた区域が今回追加指定する区域です。申請者は、既に隣接する生産緑地の一部を管理されている方です。

申請地は既に耕作されており、現地調査に伺った際には、しそやピーマンなどを栽培していました。収穫した作物は、葉山ステーションや直売所で販売されています。

最後に、今回の都市計画変更のスケジュールをご説明いたします。

令和7年2月から5月まで生産緑地地区の新規指定希望者をJA通信やHPなどで募集したところ、今回ご審議いただく1件の申請がありました。

6月に市の農水産業振興課、資産税課、都市計画課で現地調査を行い、本市の生産緑地指定基準を満たしていることを確認し、8月に申請者からの同意書を受理いたしました。

11月25日から12月8日に法定縦覧を行ったところ、意見書の提出はございませんでした。

本審議会にてご了解いただければ、12月25日の告示を予定しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。

(村山委員長)

ご説明ありがとうございました。それではただいま説明を受けました件について、確認されたい事項などありましたらご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

(亀井委員)

一点、説明があった平成17年以降申請がなく、今回が20年ぶりの追加指定という話で、いただいた図を見ますと、周りがもう畠になっているが、20年遅れて追加された経緯はどうなっているのか教えていただいていいですか。

(農水産業振興課)

詳しい経緯は定かではありませんが、地主さんの居住地に比較的近く、将来的に宅地化を目指して当初は指定を外したものが、その目的が果たせず、改めて農地として活用する方針になったものと考えられます。

(亀井委員)

承知しました。

(村山委員長)

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

ご意見ないようですので、諮問第7号横須賀都市計画生産緑地地区の変更（案）について、原案どおりで異議ございませんでしょうか。

(各委員)

<異議なしの声>

(村山委員長)

ありがとうございました。異議ないと認め、市長に答申することにいたします。

では、次に諮問第8号建築基準法第51条第1項ただし書の規定による産業廃棄物の処理施設の位置の指定（案）についての説明になります。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(建築指導課)

それでは、諮問第8号「建築基準法第51条ただし書の規定による産業廃棄物の処理施設の位置の指定」について、ご説明いたします。

許可申請の概要です。

申請者は、株式会社ハイラック、申請場所は、横須賀市長坂2丁目、用途地域は、工業専用地域です。

対象施設としては、産業廃棄物の処理施設に該当し、主要用途は、産業廃棄物のがれき類の破碎処理を行う施設であり、当該施設は、すでに令和2年から稼働しており、本申請は設備機器を更新する計画です。

今回の計画において、新築、増築等の建築行為はありません。

まず、対象施設に関する、建築基準法上の位置づけを確認します。

建築基準法第51条では、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならないと規定されています。

そのうえで、「ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会及び、当該市町村の都市計

画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合は、この限りでない。」と、ただし書きの規定があります。

そのため、政令で定める処理施設で、都市計画で敷地の位置が決定していないものは、法第 51 条ただし書の許可が必要です。

今回申請の計画は、「民間事業者による個別事業であるため、恒久的な性格を有するものとは考えられないことから、都市計画決定の対象とはならない。」と、都市計画上判断されております。

次に、政令で定める位置の制限を受ける処理施設について、説明します。

建築基準法施行令第 130 条の 2 の 2 には、法第 51 条の対象となる処理施設が規定されており、「廃棄物処理法施行令第 7 条第 1 号から第 13 号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設」が対象となっており、廃棄物処理法施行令第 7 条第 8 号の 2 では「がれき類の破碎施設であって、一日あたりの処理能力が 5 トンを超えるもの」と規定されています。

なお、建築基準法施行令第 130 条の 2 の 3 には、法第 51 条の位置の制限を受ける処理施設に対する制限の緩和が規定されており「がれき類の破碎施設で 1 日当たりの処理能力が 100 トン未満」であれば許可の対象外となります。よって、処理能力が 100 トンを超える施設は許可が必要となります。

ここで、今回の申請の事業計画の内容を確認します。

現状は、解体現場等で発生したがれき類を、風力選別機や磁力選別機を用いて選別し、埋戻し等の路盤材として再資源化しています。

主たる業務は廃棄物の選別になりますが、一部の処理工程で、破碎機を使用しており、破碎処理能力は「1 日当たり 2.82 トン」であり、先ほどの廃棄物処理法施行令の基準である、「1 日当たり 5 トン」を下回るため、廃棄物処理法施行令に定められている産業廃棄物処理施設には該当せず、「建築基準法施行令第 130 条の 2 の 2」に掲げる「産業廃棄物の処理施設」には該当しませんでした。

しかし、再生資材の利用者からの「より粒度が細かく、安定した品質の再生資材としてほしい」との要望に応えるべく、破碎を主体とした処理工程に変更するため、設備機器の更新を計画しました。

これにより、破碎処理能力は「1 日当たり 1,215 トン」となり、廃棄物処理法施行令の基準である「1 日当たり 5 トン」及び、建築基準法施行令の「1 日あたり 100 トン」を大きく上回ることから、今回計画された産業廃棄物の処理施設は、建築基準法第 51 条ただし書きの許可手続きが必要となります。

こちらは現状の設備機器による、分別・破碎後の再生資材の写真になります。

主な大きさは 50mm から 300mm としていましたが、設備機器の更新後は、写真のような 5mm

以下の大きさに破碎することを主とする計画となります。

写真のように、がれき類の破碎工程が変わることにより、破碎処理能力は大幅に増加しますが、実際に処理するがれき類の量は現状より約2割程度の増加を計画しています。

今回の計画について、特定行政庁が法第51条の許可をするにあたり、後日神奈川県の都市計画審議会の議を経る予定となっておりますが、その前に、本市の都市計画審議会の事務処理要領に基づき、産業廃棄物処理施設の内容について、本市都市計画審議会の議を経るために、諮詢するものです。

ここから、申請敷地について説明します。

今回の申請敷地は、本市南西部の「横須賀市長坂2丁目300番45」であり、図のとおり、横浜横須賀道路衣笠インターの南西に位置しています。

周辺の航空写真になります。赤枠が申請敷地の位置です。

申請敷地は横須賀市道4330号に接しており、当該市道を北に進むと国道134号に繋がります。北東側には横浜横須賀道路の衣笠インターがあります。

周辺の用途地域図になります。申請敷地は市道4330号に接する赤塗りの区画になり、用途地域は工業専用地域です。

申請敷地周辺の写真です。写真のとおり、周辺には住宅等の建ち並びはなく、工場や研究所、浄化センター等に囲まれた敷地であることが確認できます。

次に、黄色の矢印①②から見た写真を映します。

現地写真①は、敷地前面の市道からの写真です。申請敷地は幅員約16mの横須賀市道に接しています。

現地写真②は、先ほどとは反対側の、市道からの写真です。敷地と道路の高低差はほとんどなく、国道134号まで続く道路も平坦となっています。

申請敷地の配置計画図です。

敷地内には「荷卸し棟」「事務所棟」「ポンプ棟」の3棟が建ち並んでいます。

敷地前面の市道への出入り口は、歩道部分が9.5mの幅の切下げとなっています。

敷地内での搬入・搬出までの大まかな流れを説明します。

まずは搬入について説明します。

敷地の出入口から搬入車両が進入し、事務所棟脇にある計量機で計量した後待機スペースで検品を受け、荷卸し棟内に入場します。荷卸し棟内での荷卸しを済ませた後、再度計量を行い退場します。

次に搬出について説明します。

搬入時同様、敷地の出入口から搬入車両が進入し、計量後に一時待機します。その後、荷

卸し棟内に入場し再生資材を積込み、計量した後に退場し搬出します。

荷卸し棟内部の処理工程を説明します。

まず、外部から受け入れたがれき類は、荷卸し用の重機で破碎ピットに投入されます。

その後、破碎、整粒、選別等の処理工程を経て再生資材となります。

処理後の再生資材は、重機で積み込み搬出します。

ここからは、今回の計画における周辺への生活環境影響調査の結果について説明します。

まず、騒音と振動についてです。

表に記載されている、荷卸し棟内の各機器から発せられる、騒音・振動の数値から、各方位の敷地境界線上の騒音、振動の数値を算出し、検討しました。

図面上に表示された数字は、各機器の設置計画位置、騒音及び振動の検討箇所は地点 1 から 4 となります。

現地調査の結果と、各機器から生じる騒音・振動の数値の結果を合わせた数値のうち、各地点で最大の数値が、表の通りとなります。

騒音・振動とも、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に規定されている、「工業専用地域」内の基準値は超えていないことを確認しています。

続いて、生活環境影響調査の悪臭・汚水処理について説明します。

悪臭については、本施設で取り扱う廃棄物はがれき類であり著しく臭気を発するものについては受け入れを行わず、処理工程においても臭気を発する工程はありません。

また、排水処理についても、粉じん拡散防止のミスト散水を行う程度であり、処理工程において排水の発生する工程はありません。

次に交通計画について、説明します。

今回の計画では、主に東京都、神奈川県内で発生したがれき類を受け入れ、施設内で再生資材に処理したうえで、県外の砂利採取業者や神奈川県内の土木事業者及び再生砕石等を扱う業者へ搬出する計画です。

搬入車両は高速道路を利用する計画であり、横浜横須賀道路の衣笠インターもしくは横須賀インターを出た後、画面上黒線で示す一般道の経路を通過します。

衣笠インター経由の場合は、県道 26 号から国道 134 号を通り、左折して申請敷地へ向かいます。

横須賀インター経由の場合は、県道 27 号から都市計画道路・坂本芦名線、国道 134 号を通り、敷地北東側の交差点から工業専用地域方面に右折して申請敷地へ向かいます。

搬出車両は、横浜横須賀道路経由のほかに、久里浜港からの海上運送も行う計画であり、

県道 26 号から県道 27 号を経由し久里浜港へ向かいます。

これらの交通経路については、全て十分な道路幅員を有する幹線道路であり、現状も同じ経路を通行しております。

敷地北東側の交差点から申請敷地付近の写真です。黄色い矢印から撮影した写真を映します。

現地写真①は、申請敷地から国道 134 号に出る交差点です。国道 134 号は歩道も整備されており、大型車が通行するうえで支障がない道路です。

現地写真②は、反対側の歩道からの写真です。

国道 134 号から申請敷地へ通行するための横須賀市道は、幅員約 16m あり、こちらも大型車両が通行するうえで支障がない道路です。

現状においても、大型車両が支障なく通行しており、設備更新後も搬出入車両の種類は現状と同じ大きさの車両を計画していることから、交差点の通行は支障がないと考えています。

廃棄物の運搬車両台数による交通への影響について、説明します。

今回の計画において、搬出入の計画車両台数は左側の表のとおりで、搬入車両で 1 日約 58 台、搬出車両で 1 日約 34 台を計画しています。

現状の搬出入車両台数に対して 19 台、往復で 38 台の増加となります。

国道 134 号の一般交通量に対する影響割合について検討しており、今回の計画の車両総数 184 台を追加しても、全体として約 1.4% の増加にしかならず、周辺の交通への影響は軽微であると考えます。

また、国道 134 号から計画敷地内の出入口における、搬出入車両の交通量や動線における交通計画については、所管である横須賀警察署と協議を行い、了承を得ています。

周辺住民等への説明状況について説明します。

申請敷地は工業専用地域であるため、周辺に住宅はありませんが、「計画敷地の境界線から距離 10m 以内及び、建築物の外壁面から当該建物の高さの 2 倍の範囲内にある施設の管理者」、「計画敷地からおよそ 100m 以内にある施設の管理者」、「搬出入車両の通行に係る道路のうち、計画敷地から国道 134 号に至るまでの道路に接する敷地の土地所有者等」、及び「地元町内会」、に本計画を説明しております。

説明した結果、本計画に対して稼働時間、騒音、振動、悪臭、搬出入車両計画について、これらへの意見はないことを確認しております。

その他の関係法令の手続きの現状について説明します。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律による手続きとして、「産業廃棄物処理施設設置等許可申請」が必要です。

本市環境部廃棄物対策課において、上記申請における事前相談によって、計画内容は確認されています。すでに許可申請はなされており、許可通知は当許可の通知に合わせて、行う予定です。

他に、大気汚染防止法による手続きとして、「一般粉じん発生施設設置届」、神奈川県生活環境の保全等に関する条例による手続きとして、「指定事業所に係る変更許可申請」が必要です。

これらは本市環境部環境保全課において、上記届出及び申請における事前相談によって、計画内容は確認されています。

「指定事業所に係る変更許可申請」においては、すでに許可申請はなされており、許可通知は当許可の通知に合わせて、行う予定です。

最後に、今後の予定について説明します。

本日、横須賀市都市計画審議会の議を経た後、神奈川県都市計画審議会の議を経る必要がありますが、今後の県都計審の開催は、令和8年夏ごろまで予定が無いと伺っています。

神奈川県都市計画審議会の議を経た後、今回の申請に対して許可通知を交付し、ようやく設備更新実施の流れとなります。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。

(村山委員長)

ご説明ありがとうございました。それではただいまご説明を受けました件について、確認されたい事項などありましたらご発言をお願いいたします。

(小原委員)

搬入台数が搬出台数も含めて若干増えるということですが、具体的な搬入時間とか搬出の時間帯というのは、事業者様の方から説明はあるのでしょうか。

(廃棄物対策課)

搬入時間については午前8時から午後6時を予定しております。

(小原委員)

ありがとうございます。現状でも、申請者の車だけではないのかもしれません、時間帯によっては大型車両が多いなというのが地元で暮らしている印象です。特に学校がこの辺りいくつかあるので、通学時間帯に子供が歩いているところを、大型車両がかなり走ってい

くというのは見ていてヒヤヒヤする場面もあります。その上増えるとなると、それがまたリスクが大きくなるのかなという危惧があります。どこまでできるのかわかりませんが、通学時間帯を外すとか、そういう話話し合いをするのは難しいのでしょうか。

(建築指導課)

通学路に関しては、今画面に出ておりますが、今回、車が実際に通行する交差点に関しては通学路から外れていることは確認しております。また、車両台数に関しては先ほど説明させていただいたのですが、1日あたりおよそ19台、行き帰りで合計38台増加することになります。おっしゃる通りわずかではありますが車両台数は増えますが、データの交通量からすればおよそ1.4%に満たないところなので、車両が増えることによる影響は軽微だということは確認しております。その上で、事業者の方に車両の交通の時間の調整ができるかについてですが、今回そういうご意見があったことは事業者の方に伝えさせていただきたいと思います。その上で、できる限り特に朝の通勤・通学時間については、極力減らすようにという話はお伝えしたいと思います。

(小原委員)

一部通学路にかかっているところはあって、国道134号や交差点などは子供が通るところになっているので、そこだけ考えていただけたらと思いました。また、ルートは横須賀インターからと衣笠インターからになっていますが、おそらく一部では逗子インターから回ってくる車もあると思います。そういうことのないような徹底と、できるだけ通学時間帯を避け、通学する児童を優先するような配慮をしていただけたらありがたいと思いました。以上です。

(村山委員長)

ありがとうございます。他にご意見ある方は。

(三輪委員)

ご説明ありがとうございます。今のご説明と質問と絡むのですが、近隣小学校があるのに対して、自治会への説明があったとのことですが、この件については小学校側には説明されているのかの確認が1点です。私も小原委員と同じ懸念を持ちました。それからもう一つ、かなり粒度を細かくするような作業になるということで、おそらく作業は全部屋内、屋根の下でやるという認識でおりますが、場合によっては少し粉じんが風で飛んでいくような懸念はないのか、そのあたりの確認はどうなのか、の2点をご確認させてください。

(村山委員長)

ご質問ありがとうございます。では事務局から今の2点についてご回答お願ひします。

(建築指導課)

まず、近隣の小学校に対しての今回の事業計画について説明されたかという点に関しましては、近くには小学校が存在しません。施設自体が工業専用地域に位置しており、小学校は近くにないことから、直接小学校の方には説明はしていません。町内会の方には説明しました。通学路も直接の影響はないというところで小学校に対しては特段説明をしていないところあります。

(環境保全課)

もう一つの施設内での破碎処理による周囲への影響についてです。粉じんのことですが、まずは法的には屋内作業、防じんカバーの設置、散水の実施など、いくつかの条件を満たすことになっております。今回の届出は、建屋内で行っており、さらに散水も実施しているので、二つの条件を満たしております。したがって、届出としては適切ですし、粉じんが外に出るという心配は少ないと考えております。

(三輪委員)

わかりました。ご説明ありがとうございました。2点目の方は屋内でやるということで承知しましたが、1点目の方は、説明としては近隣ではないといつても、近くに小学校は存在しまして、子供たちの通学路だけではなくても、どういうふうに動くかは予測不能なところにある中で、自治会だけに説明というのは少し疑問です。比較的300mぐらいのところにあったと認識しましたので、事前にご説明いただくのが適切かと思います。法的には問題ないかもしれません、地図で見せていただいたところ、割とすぐそばにあったような認識をしましたので、説明する範囲が100mの町内会というのは少し狭いのではないかと思いました。法律上その中にあるからいいというよりも、隣接しているので、そのあたりはやはり丁寧にご対応いただくのがよろしいかと思います。以上です。

(村山委員長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

(西郷委員)

最新の産業廃棄物に関する許可要件を把握していないのですが、能力に対して保管容量の規定があったかと思います。現状、1日1,215トンの処理量に対して、この保管要件はどのように考えればよいのでしょうか。

(廃棄物対策課)

法令上ですと、施設許可を取った際に14日間分まで保管ができるというふうにはなって

いますが、今回の計画では1日分しか保管しないという計画になっています。したがって、14日間分の保管をせずに1日分の保管だけです。また、受け入れが計画よりも容量オーバーになれば、それ以上の受け入れはしなくなりますし、基本的には処理した後に受け入れという計画になっております。

(村山委員長)

はい、どうもありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(南委員)

対象地域が主に東京都や神奈川県ということですが、主にということなのでいろんな地域から入ってくる可能性があるという理解でよろしいでしょうか。

(村山委員長)

事務局、お願いします。

(廃棄物対策課)

おっしゃる通りです。

(南委員)

その時に、例えば優先権というのではないですね。きっと受け付けた順番で受け入れていくという認識でよいですか。

(廃棄物対策課)

おっしゃる通りです。

(南委員)

それでは、大規模な改修などが重なり、特定の事業者がなかなか入れないということもあり得る可能性がありますか。

(廃棄物対策課)

一般廃棄物とは異なり、今回は産業廃棄物の処理施設ですので、そのような規制はかけることはできないと考えております。

(南委員)

わかりました。横須賀市にある施設なので、横須賀市内のものを優先的に扱っていただきたいという感想がありました。

もう一点、最後に質問ですが、この計画台数、最大で搬入が1日58台、搬出が34台という台数に関して、これが現実の計画での最大の台数になりますので、日によってはこれよりも少なくなることはあると思う。それでまず、1日分の保管以上はしないということは、搬出先が決まっていなければ受け入れないという形になりますね。つまり、需要が多くて、1日のストックヤードしかなく、一部で処理できることしかしないということで、逆に考えると、その分が捌けなければ、次の方の処理はしないというふうに、搬出によって計画が決まってくるという考え方でよろしいでしょうか。

(廃棄物対策課)

おっしゃる通りです。

(村山委員長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

(本石委員)

念のための確認なのですが、先ほど8時から18時までの稼働という説明があったと思うのですが、処理能力のところでは1,215トンで9時間稼働となっています。8時から18時ということは10時間なのですが、これはいわゆる12時から13時までは中止して9時間稼働という認識でよろしいでしょうか。

(廃棄物対策課)

昼休み等も踏まえて、営業時間どおり1日あたりの稼働としては9時間というふうに考えております。昼休みを除いて9時間稼働です。

(本石委員)

最大9時間稼働が可能であるということですね。実際としては8時間、9時間ですか。

(廃棄物対策)

8時から18時の10時間のうち1時間休憩があるので、9時間です。

(村山委員長)

よろしいでしょうか。他にご質問はありませんでしょうか。

それでは、本件ですが、質疑応答の中で、大型車の増加に伴う、主に小学生の通学時間帯の交通安全についての懸念がありました。しかし、今回少し台数は増えるものの、交通量全体から見ると、この事業者だけが大型車を出しているわけではありませんので、これを理由

に認めないわけにもいきません。したがって、これについては警察や学校、関係の市役所内の部局も含めて、そのような懸念があったということを情報共有していただき、その上でこの案件については、都市計画的視点から判断したいと思います。

意見はありましたが、特段この案件を認めることについての反対意見はございませんでしたので、諮問第8号については原案通りでご異議ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(各委員)

＜異議なしの声＞

(村山委員長)

はい、ではこれも原案どおりということで、市長に答申したいと思います。

なお、繰り返しになりますけれども、大型車の増加に伴う交通安全の件については、関係部署に情報共有して、現状の把握と、それが必要であれば対策をお願いできればと思います。

それでは次に行きたいと思います。諮問第9号「都市計画審議会に関わる都市計画関係議案の諮問等に関する基準および事務処理に関する取り扱い要領の改正案」について、事務局から説明をお願いいたします。

(都市計画課)

諮問第9号は都市計画課の方で説明させていただきます。

それでは諮問第9号「都市計画審議会に係る都市計画関係議案の諮問等に関する基準および事務処理に関する取り扱い要領の改正」について、画面に沿ってご説明いたします。

この取り扱い要領の改正の内容としましては、産業廃棄物処理施設の建築基準法第51条ただし書き許可の運用の変更によるものになります。

建築基準法第51条ただし書き許可とは、諮問第8号でもご説明がありましたが、建築基準法で、卸売市場、火葬場またはと畜場、処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の建築を制限しており、都市計画決定していない施設は、同条のただし書きにより、都市計画審議会の議を得て許可が必要となります。

どの施設がどの都市計画審議会に付議して許可をすることになるかですが、右の表の通り、産業廃棄物処理施設のみが神奈川県の都市計画審議会の議を得る必要があり、それ以外の施設は横須賀市の都市計画審議会の議を得ることになります。

産業廃棄物処理施設の許可までの流れが画面下のフローのようになっております。

法律上、特定行政庁が申請を受理し、許可相当と判断されたものは、神奈川県都市計画審議会に付議した後に特定行政庁が許可することとなります。

横須賀市の場合、県都市計画審議会から意見を聞かれることを想定し、取り扱い要領により、県の都市計画審議会の前に、市の都市計画審議会に付議しています。

横須賀市の手続きの流れでの課題としましては、民間の施設に対する許可でありながら、二段階の都市計画審議会に付議することから、許可まで長期間が必要となることが挙げられております。

このような実態があることは国も把握しており、国は技術的助言により、手続きの円滑化、迅速化のため、許可申請に応じた都市計画審議会へ速やかな付議を求めています。

これから対応としましては、当該敷地の位置が都市計画上支障ないと判断できる考え方を、新たに定める基準としてまとめたものにより対応したいと考えております。

画面下のフローをご覧ください。申請を受理し、特定行政庁が許可相当と判断したものは、新たに定める基準によりチェックを行い、適合したものは結果を審議会へメール等で報告させていただき、神奈川県都市計画審議会に付議します。

一方、基準に合わなかったものはこれまで通り市の都市計画審議会を経てから県の都市計画審議会に付議します。

これにより、手続きの円滑化、迅速化が図られると考えています。

これらの対応のために取り扱い要領を改正します。

新たに定める基準の内容についてご説明いたします。

計画敷地の立地が適正な位置に計画されていること

工業地域、工業専用地域に計画していること。

特定の者が利用する公共施設等に原則隣接して計画されていないことなどとします。

騒音振動等が周辺環境に影響を与えないこと

騒音振動悪臭について、関係法令条例に適合していること。

排水について上下水道局と協議が終了していることとします。

周辺の道路交通計画に影響を与えないこと

搬出入車両等の交通計画が道路管理者および警察との協議が終了していること。

通学路を通行する場合は適切な対応をしていることなどとします。

周辺住民の理解が得られること

周辺住民等へ説明し、適切な対応を行っていることとします。

ここでいう周辺住民等とは、敷地周辺の土地の所有者または管理者、搬入搬出車両が通行する敷地から幹線道路に至る道路に接する敷地の土地所有者等、100m範囲内の公共施設の土地利用者、関連する自治会、商店街、工業会等の団体を想定していますが、先ほど議案第8号の中でもいろいろとご意見いただきましたので、先ほどの意見を受けて考えていくたい

ところです。

このように、周辺環境への影響などをチェックする項目として挙げさせていただきました。これらの項目を含んだ内容を基準として運用していきたいと考えています。

最後に、取り扱い要領の改正案の説明になります。

改正後の第2条第1項第4号では、建築基準法等の規定により県の都市計画審議会の議を得ること、または意見を聞くことが義務付けられているものは対象としつつ、「別に定めた基準に適合するものは除く」よう改正します。

以上が取り扱い要領の改正についての説明になります。

(村山委員長)

ご説明ありがとうございました。一点確認ですが、先ほどのご説明の中でも「周辺住民等」というところの内容については、今日の事例についての意見交換の状況を見ると、もう少し拡大した方がいいかもしないという趣旨のご発言がありました。しかし、この基準自体は次の5ページに行ってください。今回の取り扱い要領の中では、両括弧4で「別に定めた基準に適合するものを除く」と書いてあるので、基準自体は今日審議しなくてもよろしいという理解でよろしいでしょうか。

(都市計画課)

はい、そうです。基準自体は改めて検討し、次回の審議会で説明したいと考えております。今回は二段階審議を解消するための要領改正についてかけさせていただいています。

(村山委員長)

なるほど、わかりました。本来ですと基準の内容も含めて決定できるのが良いと思いますが、今的事情があって、少し基準については、どちらかというと強化する方向で考え直したいということですね。今日これから議論をした上で、承認するかどうかを決めなければいけないので、ただ決めてしまうともうこれが動き始めるということでしょうか。

次の廃棄物処理施設の案が議事案として出てくる前に基準は作っておかないといけないので、万が一その基準を確定する前に事案が出てきてしまった場合には従来通り取り扱うというようなことを確認しておかないと、手続きがまずいかと思いますが、その辺はどうでしょうか。

(都市計画課)

先ほど言った基準ができない時点では、当然この要領改正も有効ではないので、そのま

まとなります。ちなみに後でまたご説明しますが、次回3月ぐらいにはもう一度都市計画審議会を予定しようと思っていますので、その時までにはもう一度検討したものをお見せできたらと考えております。

(村山委員長)

そうですか、わかりました。ではそのような前提で皆様ご審議のほどよろしくお願ひします。何かご意見等ありましたらご発言お願ひします。

(小原委員)

この③の「周囲の道路交通計画に影響を与えないこと」というこの基準の中に、大型車両が増えることによる道路への負荷、例えば今年の埼玉で陥没事故などがありましたら、大きな車が増えると、道路の負荷も大きくなると思うのですが、その通行量の道路への負荷ということも、この③の計画の中には入っているという認識でよろしいでしょうか。

(村山委員長)

事務局、お願ひします。

(都市計画課)

第8号でも説明にあった通り、その施設の搬出入車両等の台数を出確認しながら、既存の車両台数も加味して、そこでどれぐらい増加するかを算出した上で、警察等との協議をしております。また、道路の規格等々につきましては、大型車両が通れる道路についてはもちろんですが、狭い道路についての配慮も踏まえて考えているものだと思っております。

(村山委員長)

小原委員よろしいでしょうか。

道路の耐久性、負荷のようなことも含めて検討されているという認識でよろしいですね。

(建築指導課)

道路の耐久性等までは建築の観点からは判断できないところがあります。したがって、そのあたりは道路管理者等と協議していく中でもしそういう話が管理者の方から出してくれれば当然対応すべきだと考えておりますが、ここでの基準である建築の許可の中でそこまでは切り込めないというところです。つまり、交通量等による影響については配慮しますが、道路管理者等との協議の中で道路の耐久性等の話が出てきた場合のみ、対応が求められると考えております。

(村山委員長)

いかがでしょうか。

(小原委員)

ありがとうございます。道路も老朽化してきているところもあったりして、陥没のようなところも全国で発生しているところもあるので、少し質問しましたが、考えていかなければいけないことなのかなと思いましたので質問しました。

(村山委員長)

ありがとうございます。元々は交通量の方に主眼があったと思いますが、小原委員おっしゃる通り、道路のインフラそのものの耐久性等も含めて、本来考えるべきなのは当然、道路管理者は考えていると思いますので、協議をお願いする側としてはそこも含めて議論していただければと思います。

それでは手が何人か上がっていますので、順番に参りたいと思います。安部委員、松行委員、三輪委員の順番でお願いします。安部委員からお願いします。

(安部委員)

先ほど小原委員のご意見とも関連しているのですが、大型車とか小型車とかの交通量も、それを別に分けた上での増加率を示すとか、既に道路交通センサスとかでも、小型車別とか、場合によっては時間帯ベースとかの交通量とかも出されたりしていますので、こうした観点で見ても、もう少し精緻に、負荷というか、現状からどれくらい影響があるのかが見えてくるのかなと思いました。少しずつの変化でも長年繰り返していくと結構な量になっていたりする。大型車がどんどん増え、ずっと増え続けることにもなりかねませんので、こうしたことも考えて、他の道路とかの比較も踏まえて、考えていいかという意見をしたいと思います。以上のコメントとなります。

(村山委員長)

コメントありがとうございます。

続きまして松行委員お願いします。

(松行委員)

これから基準を作るということですが、基準を作るのが難しそうだなと思っています。例えば、④番の「周辺住民への理解が得られていること」というので、最初のところで、「説明し、適切な対応を行っていること」とありますが、「適切な対応」とは何なのだろうかと。どういう基準を作つて「適切な対応」なのかを判断するのかなというのを、なかなかやはり私は基準なしでこれを議論するのは厳しいのではないかと正直思いました。周辺には土地所有者とかになっておりますが、以前この審議会でも産廃か忘れましたが、廃棄物処理場を

作るときに、搬入の通り道になっているところのマンションの住民に説明をしておらず、都市計画決定を遅らせた経緯もあったかと思います。ただ、これ自治会は入っていますが、住民というのは自治会の中に含まれてしまっていると思うのですが、特定の場所の住民というのは自治会で一括しているような感じですが、少しまずいような気もします。まとめると、基準を作るときに合わせて議論をすべきだと私は思います。以上です。

(村山委員長)

松行委員ありがとうございます。それでは三輪委員お願いします。

(三輪委員)

私も先ほどの案件と少し同じなのですが、今の松行委員と似たような話で、少し曖昧なまま進めるのはどうかと。継続審議ではだめなのかと少し思いました。それが 1 点です。「周辺住民等」のところは先ほどの前の案件も含め、「関連する自治会」って何だろうとか、「100mでいいのだろうか」とか、その辺も立地においては先ほど見た境界線に近いところも工業地域で、異なる境界線にあるような近いところもありますので、そのあたりの判断をどう考えるかというのを考えるべきだと。これは改めての話になります。一つ確認ですが、①の二つ目の「不特定の客が利用する公共施設等に原則隣接していない計画」という、この「不特定の者が利用する公共施設」って何だろうと思っています。公共施設って基本あんまり特定の者だけではないと思いますが、こういう施設はどういうことなのかなという詳細が理解できなかったので、ここは事務局に確認したいです。また、この二つ目の項目についても、例えば先ほどの境界線沿いに仮に小学校があったら、小学校は「特定の者が利用する公共施設」になってしまうので、そのあたりをどのように解釈してこの文言が入っているのかの確認も含めて、二つ目の項目については少し疑問に思ったので確認したいです。以上です。

(村山委員長)

ありがとうございます。1 点目は重要なご意見ですので、また議論したいです。2 点目の、①の二つ目の項目「不特定の者が利用する公共施設等」というところの考え方、あるいは定義についてお願いします。

(都市計画課)

パワーポイント上では概要としてまとめてしまったのですが、今回の議案書として送らせていただいている資料の表紙を除いて 2 枚目、表紙を入れたら 3 ページ目に審査基準案を作成してお示しさせていただいております。三輪委員からご指摘のあった「特定の者が利用する公共施設」については、①の三つ目の項目になりますが、病院とか、診療所とか、学校とか、福祉施設とかも含めて、一般の人がよく出入りするものは「特定の者が利用する公共施設」という形で取り込んでいきたいと考えております。

(三輪委員)

わかりました。公共施設というのは病院とかそういう意味ですね。いずれにしても④の中の話、「周辺住民」の範囲や、「隣接」の考え方など、少しやはり文言については、確認しながら丁寧に進めていった方が良い気がしていますので、継続審議がいいのではないかと私は思います。以上です。

(村山委員長)

どうもありがとうございます。他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(亀井委員)

一点確認させていただきたいのですが、3番の産業廃棄物処理施設許可フローのところを拝見しておりますが、「これまで」と「変更案」という形で書いてくださっています。これ他の市町村ってどうなっているのでしょうか。他の市町村はもう変更案のような状態になっているのか、それとも今までの横須賀市の都市計画審議会がやっているような形になっているのか、県内の他の市町村はどうですか。

(村山委員長)

他の自治体の状況についてもしご存知でしたらお願いします。

(建築指導課)

県内の他の特定行政庁で今回の変更案のような形で、県の都市計画審議会を上げる前に、市の都市計画審議会を包括的な形で処理している特定行政庁は、確認したところ現状ではございません。他の行政庁も同じように市の都市計画審議会を経て、県都市計画審議会を上げています。ただし、一つ例外的なのですが、政令指定都市である横浜市、川崎市、相模原市に関しては、都市計画法の立て付け上、廃棄物処理施設の位置を定めるにあたり、県の都市計画審議会に上げる必要がなく、市の都市計画審議会で処理できる形になっておりますので、その3市に関しては、自分の市の都市計画審議会で全て完結していることを確認しております。

(村山委員長)

はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか。

(村山委員長)

それでは本件ですが、やはり基準と合わせてこの取り扱い要領についても審議すべきです。そして、今ここで例えば取り扱い要領の改正について承認したとしても、基準を次回の

都市計画審議会で確認し承認が出ないとできないということなので、それでしたら今日のところはもう継続審議にして、再検討された基準と合わせて、次回の都市計画審議会でこの取り扱い要領の改正についても改めて審議するのが一番わかりやすいですし、何も変わらないと思いますので、その方針がいいのかなと思います。

加えて、今回の提案の趣旨は、手続きをスムーズにするということだと思います。そうすると、基準でもって都市計画審議会の付議をせずにもう決めてしまうというやり方もありますし、中間的な書面審査で対応する方法もあります。おそらく審議会を日程調整し開催するよりも、書面審査の方が早いと思いますので、そういう形でも時間を短縮することができると思います。したがって、その可能性も含めて少し次回の審議会までに議論していただき、検討していただき、改めて次回、審議できればと思いますが、いかがでしょうか。これは事務局もそのような手続きで問題ないかお聞きしたいのですが。

(事務局)

問題ありません。

(村山委員長)

そうですか。はい、そうしましたら何人かの委員からは具体的にやはり今回は継続審議にした方がいいというご意見もありましたので、これについては継続審議という結論を出したいと思います。その結論について、ご異議ありますでしょうか。

(各委員)

＜異議なしの声＞

(村山委員長)

ありがとうございます。そのようにしていきたいと思います。

それでは本日の議事はこれで終了しました。事務局より何か報告事項などありましたらお願いいいたします。

(事務局)

すいません。事務局から 2 点ございます。

今後の審議開催予定について、先ほど事務局から申しましたが、次回の都市計画審議会は、来年令和 8 年 3 月末ごろに開催を予定しております。審議会の開催日が決まりましたら通知にてお知らせいたします。

会場にいらっしゃる方の駐車券について、市役所北口駐車場をご利用の方は、事務担当職員が駐車券を回収しますので、お声がけください。

以上で事務局の報告を終わります。

(村山委員長)

どうもありがとうございます。それでは本日の審議会を終了いたします。ご審議ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。失礼します。

—了—